

駐車監視員活動ガイドライン

【高井戸 警察署】

趣旨

駐車監視員とは、警察署長の委託を受けた法人の下で、地域を巡回し、放置車両の確認や確認標章の取付けなどの仕事を行う人のことであり、法律上の資格が必要とされています(反則告知をしたり、金銭の徴収をしたりすることはありません。)。本ガイドラインは、このような駐車監視員の活動方針を定めるものです。

活動方針

駐車監視員は、下記の路線、地域、時間帯を重点に巡回し、放置車両の確認等を実施します。

留意事項

駐車監視員が行う放置車両確認事務は、以下に示す「駐車監視員活動ガイドライン」の範囲内となりますが、当該ガイドラインの範囲外であっても、次の事情に該当する場合は、委託警察署長の指示に従い確認事務を行うことができます。

- (1) 活動場所に赴く途中等において、悪質性、危険性、迷惑性が極めて高い放置車両を発見した場合
- (2) 110番等による突発的な駐車苦情に対する措置依頼を受けた場合
- (3) 臨時的な祭礼・催物等により、駐車実態の悪化が予想される場合
- (4) その他、特に委託警察署長が指示する場合

参考事項

警察官は、「駐車監視員活動ガイドライン」の重点路線、地域及び時間帯以外においても、必要に応じた取締り活動を行います。

※ 赤字表示は、新たに指定したもののほか、路線の延長、地域の拡大及び時間の変更を行ったものです。

重点路線

◎ 最重点路線

No	路線名	通称道路名	区 ← → 間		重点時間帯	備 考
1	国道20号	甲州街道	上高井戸1-30先	方南1-1先	7-22	左記の区間における杉並区内の路線
2	都道413号～主要地方道14号～都道413号～主要地方道7号	井ノ頭通り	松庵2-22先	和泉2-5先松原交差点	7-22	
3	主要地方道14号	方南通り	大宮2-14先西永福交差点	方南2-18先付近	7-22	パーキング路線にあっては、1/1～3・日・休日を除く
4	主要地方道318号	環状七号線	方南1-1先大原交差点	方南2-29先和田堀橋	7-22	
5	主要地方道311号	環状八号線	上高井戸1-15先	上高井戸1-25先	7-22	
			上高井戸2-1先	宮前2-30先環八神明通り交差点	7-22	

◎ 重点路線

No	路線名	通称道路名	区 ← → 間		重点時間帯	備 考
1	主要地方道7号	五日市街道	松庵3-16先松庵小学校交差点	高井戸東4-13先	7-22	
2	主要地方道14号	放射5号線	上高井戸2-20先	下高井戸5-1先上北沢駅入口交差点	7-22	中央自動車道下～甲州街道
3	区道	永福通り	下高井戸2-1先下高井戸駅入口交差点	和泉3-59先大宮八幡入口交差点	7-22	
4	区道	富士見通り	久我山2-24先	久我山5-25先	7-22	

重点地域

◎ 最重点地域

No	地 域	重点時間帯	備 考
1	京王井の頭線永福町駅周辺	7-22	
2	京王井の頭線西永福駅周辺	7-22	

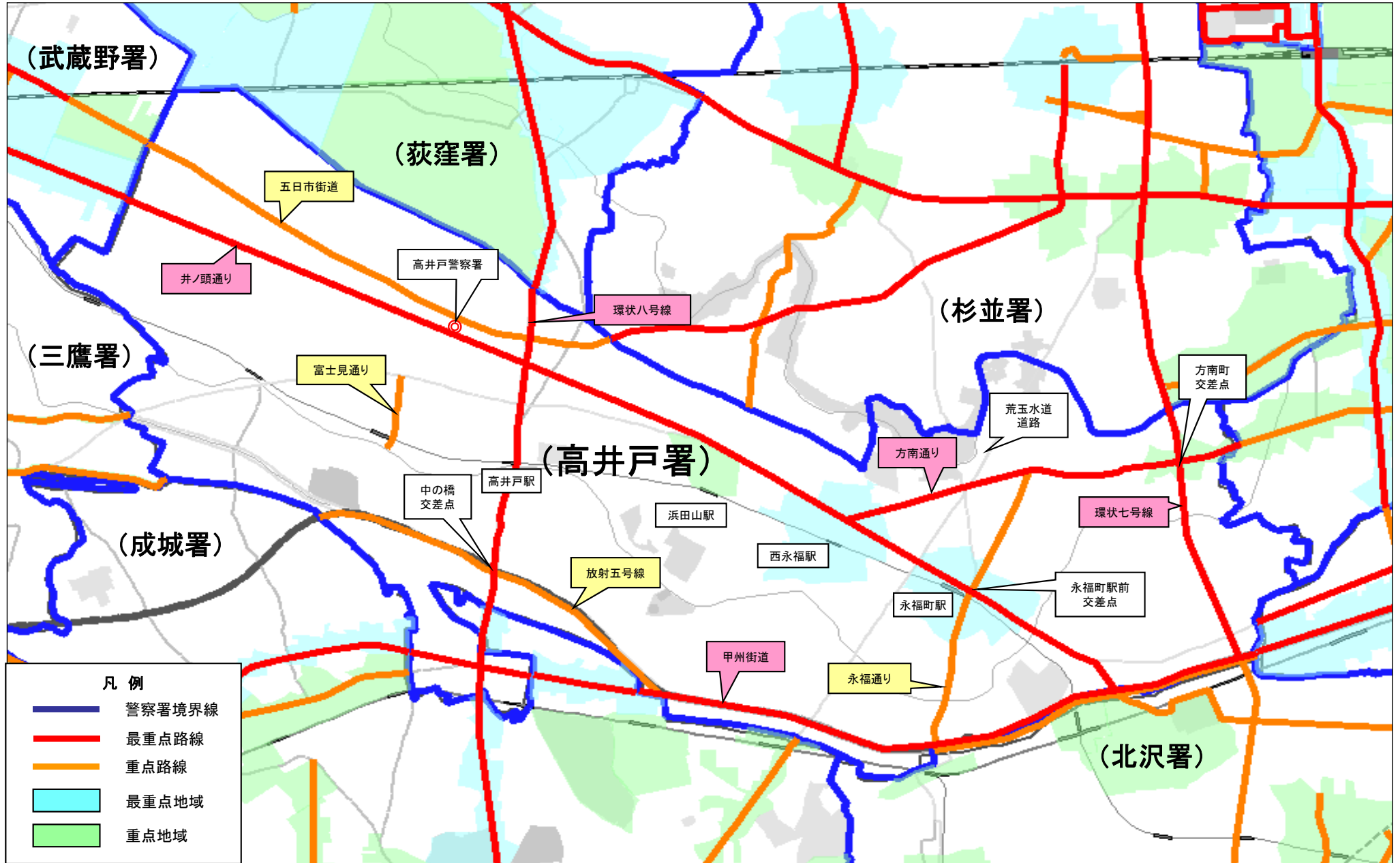
◎ 重点地域

No	地 域	重点時間帯	備 考
1	地下鉄丸ノ内線方南町駅周辺	7-22	
2	京王井の頭線浜田山駅周辺	7-22	

◎ 自動二輪、原付重点地域

No	地 域	重点時間帯	備 考
1	京王井の頭線永福町駅周辺	7-22	

高井戸警察署 駐車監視員活動ガイドライン



※ 重点(最重点)地域では駐車実態に対応した放置車両確認事務を行うこととなりますので、これに指定する「周辺」の範囲は、当該地図に明示するものと異なる場合があります。

Copyright(C)ZENRIN CO.LTD.(Z20LC第310号)
この地図の全部又は一部を複製することを禁じます。